平成２５年（フ）第６５号
茨城県稲敷郡阿見町大字若栗3230番地
債務者　湯原ひろ子
1　決定年月日時　平成25年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１９号
千葉県茂原市新小轡380番地８
債務者　村山　友夫
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
千葉県長生郡白子町福島123番地20
債務者　室岩　恵美
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第５９号
新潟市東区藤見町１丁目18番１―43号
債務者　齋藤夕美子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８２号
新潟市西蒲区巻乙1737番地18
債務者　田中　健介
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０２号
新潟市西区小平方86番地
債務者　志賀　武昭
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０４号
新潟市秋葉区小須戸3665番地
債務者　高橋　勝博
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０６号
新潟市東区中木戸234番地
債務者　渡部　孝夫
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０８号
新潟市南区大通黄金６丁目７番地13　エステート黄金Ａ202号
債務者　橋本　　宏
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４号
長野県安曇野市豊科4953番地７
債務者　上條　浩忠
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第４７号
長野県安曇野市豊科田沢7039番地29　アルプス団地45―106
債務者　手塚紀代美
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１６号
岐阜県可児市光陽台４丁目68番地
債務者　安藤　雅大
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第３３８号
愛知県春日井市如意申町８丁目７番地21　サンハイツ如意申303号
債務者　原田　英司
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４３２号
愛知県常滑市檜原字長曽16番地の21
債務者　隅田あけみ
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８号
三重県熊野市有馬町617番地２
債務者　久保　美江
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２５年（フ）第９号
大津市大谷町11番14号
債務者　村住　　段
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７号
滋賀県湖南市サイドタウン３丁目16番13号、前住所滋賀県湖南市正福寺1328番地48
債務者　伊藤志磨雄
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８号
滋賀県湖南市サイドタウン３丁目16番13号、前住所滋賀県湖南市正福寺1328番地48
債務者　伊藤　昭子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
大津地方裁判所民事部